【基準水位】
「基準水位」は 津波法第53条第2 に基づく水位で，津波の発生時におけ避難施設の避難上有効な高さ等の基準 となるものです
ふて浸基準水位」は，津波浸水想定に定 める浸水深に係る水位に建造物への衝突 こよる津波の水位の上昇を考慮して必要訫められる境を面から高さ（ ています。（下図参昭）


【地形（標高）データ】
高）データ」は準水位の算出に用いた成25年度公表の地形（柀高）データ」は，平成25年度公表の津波浸水想定図作成時に使用した地形である ため，その後の開発に伴う盛土や個別施設微細な土地の形状が現況と異なつ いる場合があります

## 【背景地図】

○ この地図の作成に当たっては，西条市長の承認を得て，同市発行の2500分の1図（承認番号 西都第267号），お よび，国土地理院長の承認を得て，同院発行の基盤地図情報を使用測量法した其づく国土地理院長承認 （測量法に基づく国土
（使用） 2 JHs 689$)$
合があります

| A | 津波災害警戒区域 （基準水位） | 基準水位 （単位：m） |
| :---: | :---: | :---: |
| S | 市町名 | 西条市 |
| 1：2，500 | 図面番号 | 11 |
| $0$ | $\vdash_{100}$ | ${ }_{300} \mathrm{~m}$ |

